

# 第4回知多市立地適正化計画策定委員会 議事録

開催日時：令和2年7月28日（火） 午後2時00分～3時30分

開催場所：メディアス体育館ちた（知多市民体育館） 大会議室

出席者（委員）：11名

（事務局）：7名

## 議事内容

1. 開会
2. 議題
  - (1) 第3回策定委員会の意見への対応について
  - (2) 立地適正化計画（素案）について
  - (3) 誘導施策の設定、計画の評価について
3. その他
4. 閉会

## 2. 議題

### 【議題1 第3回策定委員会の意見への対応について】

意見、質疑はなし。

### 【議題2 立地適正化計画（素案）について】

委員： 概要版についての説明はないのか。

事務局： 後程ご説明をさせていただきます。

委員： 届出制度の根拠として、国のガイドライン以外に、市の独自のものはあるか。

事務局： 届出制度は居住誘導区域外部における住宅の開発・建築につき、届出制度が必要となり、それは法で定められたものである。

委員： 国のガイドラインから、市は独自のな変更をされているのか。国のガイドラインと全く同じ内容なのか。

事務局： 国のガイドラインに従っており、市独自の施策ではない。

### 【議題3 誘導施策の設定、計画の評価について】

委員： 「計画の評価」において、元々は令和元年のデータを使っていたが、差し替えの資料で平成30年のデータになっている。古いデータを使う理由はなぜか。

事務局： 「第6次知多市総合計画」で掲載している内容に合わせている。

委員： 新しいデータを載せたほうがよいと思うが、データの間違い等はあるのか。

事務局： データは間違っているのではなく、「第6次総合計画」と整合を図ることから、平成30年のデータを載せることにした。

委員： 「計画の評価」において、現状で割合を出しているところの目標は「1」で表記しているが、

目標値としてパーセンテージを出すことはできないか。

事務局： 割合の部分は主に市民アンケートをベースにしており、それらを現状維持することすらも難しくなっているため、「現状維持以上」という趣旨で「第6次知多市総合計画」はこのように目標を設定している。

委員： 「1」より、具体的な数字で目標を示した方がよいと思う。

事務局： 本計画の上位計画である「第6次知多市総合計画」の体裁に合わせている。

委員： 「計画の評価」において、居住誘導区域の人口密度を全体的な密度で目標値を設定しているが、当初居住誘導の方針を検討するとき、エリアAとエリアBの考え方があって、10年後にまたエリアAのあり方について再検討することから、エリアAとエリアBそれぞれの人口密度を評価する必要があると思う。どのように管理するのか。

事務局： ご指摘の通りにそれは分ける必要があると思うが、技術的な面でエリアを分けて将来人口の推計方法を考慮し、検討させていただく。

### 【議題 防災指針について】

委員： 防災指針は、居住誘導区域に災害イエローゾーンが入っている場合に、ハザードマップ等で災害の危険性があるところは、堤防の整備や河川改修などをしなければならないとするものなのか。ハード整備ができないと災害イエローゾーンを居住誘導区域から外さないといけないものなのか。

事務局： ハードの整備をしないといけないということはない。都市計画運用指針で災害レッドゾーンを居住誘導区域から外さないといけないと定めているが、災害イエローゾーンについては、ソフト・ハード両面を含め防災の対策があれば、それらを鑑みて居住誘導区域とするかを判断することとされている。

委員： リスクはどの程度のリスクを想定しているか。このハザードマップで示されている浸水エリアは何年に一度発生する災害を想定しているか。

事務局： 土砂については、何年に一度というのはないが、規模の大きさ、崖の高さや角度で災害レッドゾーンか災害イエローゾーンかを判断している。

河川については、災害イエローゾーンになっている水防法による浸水想定区域は知多市にはないが、過去にあった災害実績から将来の災害を想定している。

津波については、南海トラフの想定で、何年かというのはない。

委員： 河川については、一般には50～100年、あるいはそれ以上に一度の災害を想定し、ハザードマップが作られている。ハザードマップで示された浸水危険エリアを居住誘導区域に指定することにより、開発が進むことは心配である。ただ、100年に一度の災害をあきらめることもできない。そこまでの災害から市民の生命・財産を守らないといけないという前提で議論を進めてほしい。

委員： 知多市は浸水想定を立てておらず、浸水実績でハザードマップを作っており、何年確率のハザードを載せているわけではない。

高潮と津波については、最も大きな台風が通った場合の浸水や南海トラフが起こる場合の津波等、想定最大のハザードを載せており、何年確率のハザードではない。

委員： 洪水予報河川、水位周知河川については、今までは何年確率のハザードでハザードマップを作っていたが、水防法の改訂により、今は想定最大降雨に対する洪水の浸水エリアを想定して

いる。それ以外の河川においても、同様なエリア設定を進めている。

委員： 例えば、戦後最大の台風や大雨があっても災害が起こらないように防災指針を示すこととして、居住誘導区域に指定することの妥当性について議論していくということか。

委員： 現実的には、災害が起こる可能性があるところを外してしまうと、住む場所がなくなってしまふこともありうる。

事務局： 災害レッドゾーンは居住誘導区域に入れないが、災害イエローゾーンについては、防災指針で対策を定めたくて居住誘導区域に入りたいという方向性で考えている。

委員： 想定される災害エリアの居住誘導区域としてのあり方について記載して、ハザードエリアでありながらも居住してよいという旨を市民に伝え、パブリックコメントの際にそれに関する市民からの質疑に答えるようにしてほしい。

事務局： そのように整理させていただく。

委員： 防災指針の内容は関係部局との調整はまだできていないと思うため、県や庁内の各課に調整をとってほしい。

#### 【議題 概要版について】

委員： 市街化調整区域にある既存集落のコミュニティ維持についても概要版に記載してはどうか。

事務局： 説明を追加する。

委員： 概要版にも防災指針の内容を入れるか。

事務局： 防災指針を抜粋して概要版に入れる予定である。

委員： 本編の「誘導施策」において、「防災に関する施策」の書き方として、「防災指針に沿って」とするだけでなく、「ハードとソフト両方の施策を合わせ、市民の生命・財産を極力守る」という旨を入れたらどうか。

委員： 防災指針では、居住誘導区域の中でため池の警戒はないか。

事務局： 基本的にため池は市街化調整区域にあるので、ため池について記載しない。

委員： 差し替えの結果の冊子を委員に確認してもらい、その上でパブリックコメントに出してほしい。

事務局： そのようにする。

### 3. その他

事務局： 次回の策定委員会は 12 月を予定しており、パブリックコメント終了後の最終案を確認していただきたい。開催詳細については改めて連絡させていただく。

以上